

# 役員報酬や政策保有株式は今期から 記述情報充実等に関する 開示府令等の改正ポイント

有限責任監査法人トーマツ  
公認会計士

男澤 江利子

## はじめに

●経営方針・経営戦略等について、経営環境についての経営者の認識の説明を含めた記載が求められている。

●役員報酬については報酬プログラムの説明等が求められ、また政策保有株式については、保有の合理性の検証方法等の開示が求められるほか個別開示の対象銘柄数が拡大している。

●会計監査に関する情報が充実されており、適用時期に留意が必要である。

平成31年1月31日に、内閣府令3号「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（以下、「本改正」という）が公布されている。

金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」においては、平成29年12月より、企業情報の開示提供のあり方について、検討および審議を行っていたが、平成30年6月28日に「ディスクロージャーワーキング・グループ報告―資本市場における好循環の実現に向けて―」（以下、「DWG報告」という）が公表された。

当該報告では、資本市場の機能の発揮を通じ、わが国全体の最適な資金フローを実現し、企業価値の向上

およびその果実の家計への還元につながるという好循環を実現するという観点から、わが国の企業情報の開示が、資本市場における効率的な資源配分を実現するための基本的インフラとしての役割を十分に果たしていくことが可能となるよう、投資判断に必要とされる情報の充実、情報の信頼性・適時性の確保に向けた提言がなされていた。

本改正は、この提言を踏まえ、有価証券報告書等の記載内容の改正を行うためのものである。

以下では、本改正の内容について解説する。なお、文中、意見に関する部分は、私見である。

## 本改正の内容

改正の内容は次のとおりである。

### (1) 財務情報および記述情報の充実

・経営方針・経営戦略等について、市場の状況、競争優位性、主要製品・サービス、顧客基盤等に関する経営者の認識の説明を含めた記載を求めることとする（開示府令 第二号様式 記載上の注意(30)、第三号様式 記載上の注意(10)等）。

・事業等のリスクについて、顕在化する可能性の程度や時期、リスクの事業へ与える影響の内容、リスクへの対応策の説明を求めることとする（開示府令 第二号様式 記載上の注意(3)、第三号様式 記載上の注意(11)等）。

・会計上の見積りや見積りに用いた仮定について、不確実性の内容やその変動により経営成績に生じる影響等に関する経営者の認識の記載を求める（開示府令 第二号様式 記載上の注意(32)、第三号様式 記載上の注意(12)等）。

### ① 経営方針・経営戦略等

経営方針・経営戦略等については、DWG報告において、企業の目的と経営戦略、ビジネスモデルにつ